７ あしかがフィルムコミッション学生サポーター規程

第１条　あしかがフィルムコミッション学生サポーター（以下、「学生サポーター」とする）は、足利市みどりと文化・スポーツ財団撮影支援室（以下、「MBS」とする）が撮影支援を行う市内ロケ作品において、ＭＢＳと一緒にフィルムコミッション活動等を行います。

第２条　本規程を了承の上、学生サポーター登録の申請があった場合、MBSはその内容を審査し、適当と認めるときは学生サポーターとして登録します。

第３条　登録内容に虚偽があった場合、登録を抹消します。

第４条　学生サポーター登録によって必ずしも撮影現場への参加を約束するものでないものとします。

第５条　学生サポーター活動期間は登録から１年間とし、本人からの申し出がない限り、自動更新とする。また学校の卒業後、登録を抹消します。

第６条　学生サポーターの活動内容は、映像制作会社の主導のもと、ＭＢＳと一緒に撮影現場において、撮影がスムーズに行われるようにサポートするものです。

第７条　MBSは撮影現場までの交通費、またサポートに対する謝礼等の支払いは行わないものとし、また、撮影現場までの移動中及びサポート中の事故についてＭＢＳは責任を負いませんので各自で注意して行動願います。

第８条　登録内容に変更が生じた場合、すみやかにＭＢＳに変更を申し出てください。

第９条　サポートをする際、映像制作会社から要請があった場合、登録内容を提供する場合があります。

第１０条　撮影現場で知り得たすべての情報を一切漏洩してはならない。また、出演者及びスタッフへの話しかけや自身による撮影は禁止とします。そのような行為があった場合、登録を抹消します。

第１１条　撮影現場等では映像制作会社、またはＭＢＳの指示に従ってください。撮影の進行を妨げる行為があった場合、退場をいただきます。

第１２条　MBS又は足利市が企画するロケツーリズム、催し物等に協力いただきます。

第１３条　本規程に変更が生じた場合、ＭＢＳが速やかに連絡します。

第１４条　登録された学生サポーターがフィルムコミッション活動を行っていることを証する証明書等の交付をMBSに申請したときは、MBSは当該者の活動を審査し、認められた場合は証明書等を交付するものとします。

第１５条　本規程に定めのない事項については、ＭＢＳが必要に応じて協議、決定します。

附則

１　この改正は、令和5年10月31日から施行する。